

医療基本法に関するアンケート

質問 1－1

今回の参議院選挙における政権公約またはマニフェストに、医療基本法の制定が明記されているか？

<回答>

明記しています。

質問 1－2

質問 1－1 の回答が「明記されていない」である場合、その理由は如何？

<回答>

(空欄)

質問 1－3

医療基本法に関する党の考え方を自由に記載されたい。

<回答>

患者の権利を明確にし、医療行政全般に患者の声を反映する仕組みをつくる、「医療基本法」の制定を、日本共産党は国政選挙で一貫して公約にかかげています。

地域医療体制の逼迫を受けた入院の制限や救急搬送の困難、マイナ保険証の強制、高すぎる窓口負担による受診抑制など、患者の受療権を脅かす問題が噴出しています。

医師・看護師の過重労働による医療ミスのリスク増大、不十分な医療事故対策など、患者の安全と尊厳が脅かされる状況も続いています。

国民の医療を受ける権利が侵害される事態があるなか、憲法 25 条や 13 条にもとづいて患者の権利を確立する「基本法」の制定は、患者・国民本位の医療を実現するうえで重要であると考えています。

質問 2－1

今回の参議院選挙における政権公約またはマニフェストに、医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進について記載されているか？

<回答>

「医療基本法」について述べた党の公約に、「医療行政の全般に患者の声を反映する仕組みをつくる」ことを記載しています。

質問 2－2

質問 2－1 の回答が「明記されていない」である場合、その理由は如何？

<回答>

(空欄)

質問 2－3

医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進に関する党の考え方について、自由に記載を願いたい。

<回答>

患者本位の医療制度・医療提供体制を実現するには、国でも地方でも、医療行政の全体に患者・市民の声を反映させていくことが不可欠です。

1972 年、当時の内閣が「医療基本法案」を国会に提出したことがありましたが、そこには、住民の代表や患者組織の代表を審議会等に参加させる仕組みがなかったため、国民から批判が起こり、日本共産党もその立場で政府案を批判しました（法案は廃案）。

この間、地域医療体制の危機が進行し、それが患者の困難にしわ寄せされる事態も広がるなかで、患者・市民の声を医療行政に反映させる仕組みの構築は、いっそう切実になっていると考えます。

質問 3－1

今回の参議院選挙における政権公約またはマニフェストに、患者の権利の尊重・擁護について記載されているか？

<回答>

「医療の安全、患者の権利の確立」の項を設け、医療基本法の制定とともに、医療事故の検証、無過失補償制度、医療情報の開示などについて記載しています。

質問 3－2

質問 3－1 の回答が「明記されていない」である場合、その理由は如何？

<回答>

（空欄）

質問 3－3

患者の権利の尊重・擁護に関する党の考え方について自由に記載願いたい。

<回答>

日本の医療行政には、優生保護法にもとづく強制不妊手術、ハンセン病元患者に対する人権侵害、スモン等の薬害事件、悲惨な医療事故など、数多くの負の歴史があります。

2020 年以降の新型コロナ危機においても、治療を必要とする患者が医療へのアクセスを阻まれる問題や、救急医療の体制不足等により救えるはずの命を救えない事態も生まれました。

これらの反省に立って、患者の権利の尊重・擁護を、医療政策の中軸に据えることが必要です。そのためにも、患者の権利を法律に規定し、医療行政全般に患者・市民の声を反映する制度上の仕組みをつくることが重要です。

医療事故を検証する仕組みの抜本的な改善、幅広い医療事故に対応ができる無過失補償制度の創設など、患者の権利を担保する制度の改善・強化も急がれます。

優生保護法を「違憲立法」と断罪した最高裁判決の趣旨と、昨年成立した新しい補償法にもとづき、被害者への補償と尊厳回復、優生思想にもとづく差別の根絶に取り組みます。

すべてのハンセン病元患者とその家族への補償・賠償、療養所の職員増と医療・福祉機能の強化、療養所や資料館を人権啓発の場として保存・開放する将来構想の推進を求めます。

難病・小児慢性疾患にかかわる医療費の患者負担の無料化、患者への支援・ケアの強化、治療方法・治療薬の研究体制の拡充を進めます。

質問 4

わたしたちの医療基本法要綱案フォーラム版に関する党の見解は如何？

<回答案>

憲法 13 条・25 条を土台に、医療の基本理念と患者の権利を明確にし、国・地方の医療政策の決定過程に患者・市民・医療従事者を参画させることを義務づけるなど、私たちの提案とも重なるもので、全面的に賛同します。

医療基本計画、医療計画推進協議会の規定など、今後の提案・議論に反映させていきたいと考えます。

国と地方に対し、「国民がその居住する地域にかかわらず必要な医療を受けることができるようにするための施策」を義務づけていることは、各地で医療提供体制が崩壊の瀬戸際に立たされる一方、政府・与党が新たな病床削減の計画を打ち出すなかで、重要な意義をもつと考えます。

同じく、「国民がその経済的事情にかかわらず必要な医療を受けることができるようにするための施策」の義務づけも、貧困・生活苦による受診抑制が深刻化するもと、大事な規定になっています。

精神科医療を、他の医療制度と同様の位置づけにするための関係法令等の見直し、医療従事者の労働環境の整備、医療に関する国民の権利が侵害された場合に、迅速な対応する体制の整備、病気や障害を理由とする差別の解消などに関わる施策の義務付けも、それぞれ切実な課題です。

患者の権利の尊重と擁護が、“人権後進国＝日本”の現実を変える取り組みの重要な一環となること、憲法の規定を政策に生かすことの重要性を再認識しました。憲法をないがしろにする政治の現実を正し、憲法を守り生かす立場で、取り組みを強める決意です。